

学校感染症について

感染症にかかった時は、学校保健安全法により生徒を登校させてはいけないきまりがあります。御子弟が休んでいる間は、「出席停止」といって欠席にはなりません。流行を防ぎ、多数の子ども健康を守るための処置です。病気が治って登校される時は、下記の用紙に医師の証明をもらって学校に提出してください。

(参考)

- 第1種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルク病、ペスト、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、痘瘡、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）
- 第2種：インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種：コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

平成 24 年 4 月 26 日改正・施行

----- <切り取り> -----

診察医様

感染症による出席停止期間証明発行のお願い

学校感染症による療養（出席停止）の期間について、御面倒ながら下記にご記入下さるようお願い申し上げます。

和歌山県立和歌山高等学校長

学校感染症証明書

第 学年 組 番 生徒氏名 _____

病名 _____

上記の者は学校感染症のため、平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで療養及び登校停止を必要としたことを認めます。

平成 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印

学校記載欄：届出受理年月日

平成 年 月 日

担任 _____ 印